

# 重要事項説明書

(看護小規模多機能型居宅介護)

(2025年1月21日現在)

看護小規模多機能型居宅介護提供開始にあたり、当事業者がご利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 真誠会
法人所在地	鳥取県米子市大崎1511番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 前田 浩寿
電話番号	(0859) 48-2331

## 2 ご利用施設

施設の名称	看護小規模多機能型居宅介護真誠会 ふる里
施設の所在地	鳥取県米子市和田町1722番地
管理者	埴田 美春
電話番号	(0859) 25-1112
ファクシミリ番号	(0859) 25-1118
事業者指定番号	3190200257

## 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	住み慣れた地域で、自宅での生活を安心して過ごすことを目的とし、通いのサービスを中心に一時的な宿泊、ご自宅へ伺って生活のお手伝いをするサービス、相談サービスなどの地域密着型の在宅サービスを実施します。
施設運営の方針	これまでの住み慣れた地域で、ご利用者の方のお付き合いを大切にしたいサービスを提供させていただきます。 通いのサービスは1日18名、お泊りのサービスは1日6名までご利用いただけます。 サービスをご利用の際は、「顔なじみの職員」がお手伝いします。 サービスの提供にあたっては、常にご利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的

	<p>確な把握に努め、ご利用者に対し適切なサービスを提供します。</p> <p>また、ご利用者の意思及び人格を尊重し、原則としてご利用者に対しての身体拘束は行いません。</p>
--	--

## 5 施設の概要

### (1) 敷地および建物

敷	地	981.43㎡
建 物	構 造	鉄骨造、木造
	延べ床面積	1階 212.78㎡ / 2階 65.61㎡

### (2) 主な設備

設備の種類	数	設備の種類	数
食 堂	1室	デイルーム	1室
地域交流スペース	1室	宿 泊 室	6室
一 般 浴 室	1室	便 所	4か所

### (2) 定員

登録人数	29人
通いの定員	18人/日
泊りの定員	6人/日

## 6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区 分		
		常 勤	非常勤	摘 要
管 理 者	1	1		
介 護 支 援 専 門 員	1		1	
看 護 職 員	2.5	2	0.5	
介 護 職 員	4.9	4	1	

## 7 営業日及び営業時間

### (1) 通いのサービス

営業日	年中無休
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

### (2) 訪問のサービス

営業日	年中無休
営業時間	24時間

※宿泊のご利用につきましては、随時ご相談のうえご利用いただけます。

※上記以外のご利用時間については随時ご相談のうえご利用いただけます。

## 8 看護小規模多機能型居宅介護の概要

### (1) 主な通いのサービス

種 類	内 容
食事の介助	栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。また、家庭的でご利用者の方に合わせたメニューを提供します。
排泄の介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴の介助	ご利用者の方の状態に合わせた入浴方法でご入浴いただけます。
着替え等の介助	個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
相談及び援助	利用者及びそのご家族からのご相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
送 迎	送迎をご希望される方には、施設の送迎車（リフト付送迎車を含みます。）で居宅と施設間の送迎を行います。送迎の実施区域：米子市
レクレーション	簡単な運動を通じて機能訓練体操や地域の方々との交流を実施します。

## (2) 主な訪問のサービス

- ・ ご自宅へ伺い、ご利用者の方に自立した生活を送っていただくため支援するサービスを提供します。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス・電気含む)は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
  - ① 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
  - ② 飲酒及び喫煙
  - ③ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
  - ④ その他契約者もしくはその家族が行う迷惑行為

## (3) 主な看護のサービス

- ・ 主治医が看護サービスの必要性を認めたものに関し、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。
  - ① 病状・障害の観察
  - ② 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
  - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
  - ④ 床ずれの予防・処置
  - ⑤ リハビリテーション
  - ⑥ ターミナルケア
  - ⑦ 認知症利用者の看護
  - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
  - ⑨ カテーテル等の管理
  - ⑩ その他医師の指示による医療処置

## (4) 主な泊りのサービス

ご利用者の方、ご家族の事情により、緊急・一時的にお泊りいただくことができます。

## (5) 介護相談

介護にまつわる様々な悩み、介護サービス内容についてなど、遠慮なくご相談ください。

## 9 利用料

介護保険給付費の自己負担額は、介護保険の「負担割合証」に記載されている自己負担割合に基づき計算された金額となります。

(例えば、自己負担割合が2割の場合の自己負担額は、1割の場合の概ね2倍の金額に、3割の場合は1割の場合の概ね3倍の金額になります。)

## ◎基本的な利用料金の計算方法

≪1日の利用料金≫＝

(1) 基本料金＋(2) 加算料金＋(3) その他の自己負担金＋(4) その他…※

※は交通費、その他同意を頂いた介護保険給付外のサービス利用料

### (1) 基本料金

#### 看護小規模多機能型居宅介護費

##### (1) 同一建物に居住する者以外

介護度	自己負担額(1割)
要介護1	12,447円
要介護2	17,415円
要介護3	24,481円
要介護4	27,766円
要介護5	31,408円

##### (2) 同一建物に居住する者

介護度	自己負担額(1割)
要介護1	11,214円
要介護2	15,691円
要介護3	22,057円
要介護4	25,017円
要介護5	28,298円

#### 短期利用居宅介護費(1日につき)

介護度	自己負担額(1割)
要介護1	571円
要介護2	638円
要介護3	706円
要介護4	773円
要介護5	839円

\*次のいずれにも適合する場合に下記料金を減算します。

①算定日が属する月の前3月において利用者の総数のうち、主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者のしめる割合が30%未満である。

②算定日が属する月の前3月において利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者のしめる割合が30%未満である。

訪問看護体制減算	要介護1～3	要介護4	要介護5
1割負担	-925	-1,850	-2,914

\*主治医が、末期の悪性腫瘍その他※①別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には、下記料金を減算します。

医療による訪問看護による減算		要介護1～3	要介護4	要介護5
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合(1月につき)	1割	-925	-1,850	-2,914
※別に厚生労働大臣が定める疾病等①により頻回の医療保険の訪問看護が行われる場合(1日につき)	1割	-30	-60	-95

※別に厚生労働大臣が定める疾病①の内容とは次のとおりです。

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）をいう）、多系統縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライゾゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

#### (2) 加算項目

サービス内容等に応じて加算されます。

加算項目	摘要	1割負担
身体拘束廃止未実施減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、減算します。	所定単位数 ×1/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は所定単位数から減算します。	所定単位数 ×1/100
業務継続計画未策定減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は所定単位数から減算します。	所定単位数 ×1/100
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県）に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。	看護小規模多機能型居宅介護費×10%/月
	厚生労働大臣が定める地域（北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県）に所在する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定短期利用居宅介護を行った場合に算定します。	短期利用居宅介護費×10%/日

初期加算	指定複合型サービス事護事業所に登録してから起算して30日以内の期間について算定します。30日を超える入院後に再び利用を再開した場合も同様です。	30円/日
認知症加算Ⅰ	認知症介護実践リーダー研修修了者、認知症介護指導者研修修了者を配置し、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められる認知症の者に専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。	920円/月
認知症加算Ⅱ	認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められる認知症の者に専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。	890円/月
認知症加算Ⅲ	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められる認知症の者	760円/月
認知症加算Ⅳ	要介護2以上であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者	460円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	短期利用において、医師が、認知症行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難で緊急に利用が適当であると判断した場合。	200円/日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合。ただし、認知症加算を算定している場合は算定しない。	800円/月
栄養アセスメント加算	管理栄養士を1名以上配置し、利用者ごとに管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者等に説明、相談に必要な応じ対応した場合に算定します。	50円/月
栄養改善加算	低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、低栄養の改善等を目的として栄養改善サービスを行った場合に算定します	200円/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	利用開始時及び利用中6月ごとにご利用者の口腔の健康状態・栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します	20円/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	利用開始時及び利用中6月ごとにご利用者の口腔の健康状態、または栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します	5円/回
口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上加算（Ⅰ） ① 言語聴覚士、歯科衛生士または看護職員を1名以上配置していること	150円/回

	<p>② 利用者の口腔機能を把握し、職員共同で利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること</p> <p>③ 上記計画に従い口腔機能向上サービスを行うとともに定期的に記録していること。</p> <p>④ 上記計画の進捗状況を定期的に評価していること</p>	
口腔機能向上加算（Ⅱ）	<p>口腔機能向上加算（Ⅱ）</p> <p>上記①～④に加え利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たり必要な情報を利用していること</p>	160円/回
退院時共同指導加算	<p>病院等に入院中の者が退院にあたり、看護師等と共同指導を行った後に退院後、初回の訪問看護サービスを行った場合</p> <p>（※別に厚生労働大臣が定める状態②にあるものについては2回）</p>	600円/回 （退院につき）
緊急時対応加算	<p>24時間電話等により常時対応できる体制にあって、かつ緊急時における訪問及び緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合</p>	774円/月
特別管理加算（Ⅰ）	<p>別に厚生労働大臣が定める状態②のイに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合</p>	500円/月
特別管理加算（Ⅱ）	<p>別に厚生労働大臣が定める状態②のロからホに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合</p>	250円/月
専門管理加算	<p>緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行った場合に1月に1回に限り算定します</p>	250円/月
ターミナルケア加算	<p>在宅または看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡された利用者に対して、基準に適合している事業者が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（別に厚生労働大臣が定める疾病①および急性増悪等の場合は1日）以上ターミナルケアを行った場合</p>	2,500円/ 死亡月に1回
遠隔死亡診断補助加算	<p>主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合</p>	150円/ 死亡月に1回
看護体制強化加算（Ⅰ）	<p>医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合で下記のいずれにも適合している場合に算定します</p>	3,000円/月

	<p>①算定日が属する月の前3月間において利用者の総数のうち主治医師の指示に基づく看護サービスを提供したものの割合が100分の80以上</p> <p>②算定日が属する月の前3月間において利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定したものの割合が100分の50以上</p> <p>③算定日が属する月の前3月間において利用者の総数のうち特別管理加算を算定したものの割合が100分の20以上</p> <p>④算定日が属する月の前12月間においてターミナル加算を算定したものが1名以上</p> <p>⑤登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされている</p>	
看護体制強化加算 (Ⅱ)	上記①～③のいずれにも適合の場合算定します	2,500円/月
訪問体制強化加算	登録者の居宅における生活を継続するための指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合に算定します	1,000円/月
総合マネジメント体制 強化加算(Ⅰ)	指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、算定します。	1,200円/月
総合マネジメント体制 強化加算(Ⅱ)	指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、算定します。	800円/月
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用している。医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成し、評価に基づき褥瘡ケア計画を見直している場合に算定します。	3円/月
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされたご利用者について、褥瘡発生のない場合に算定します。	13円/月
排せつ支援加算(Ⅰ)	排せつに支援を必要とする入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて入所時に評価し、評価結果を厚生労働省へ提出し排せつ支援の実施に当たり必要な情報を活用し、多職種共同により支援計画を作成し、少なくとも3月に1回支援計画を見直した場合に算定します。	10円/月
排せつ支援加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加え、入所者の排尿・排便の状態の	15円/月

	少なくとも一方の改善があり悪化がないこと、またはおむつ使用ありからおむつ使用なしに改善した場合に算定します。	
排せつ支援加算（Ⅲ）	（Ⅰ）の要件に加え、入所者の排尿・排便の状態の少なくとも一方の改善があり悪化がないこと、かつ、おむつ使用ありからおむつ使用なしに改善した場合に算定します。	20円/月
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等、基本的情報を厚生労働省へ提出し、必要に応じて看護小規模多機能居宅介護計画を見直すなど適切に活用している場合に算定します。	40円/月
生産性向上推進体制加算	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100円/月
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円/月
看護小規模多機能型居宅介護費サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	従業者の研修および会議等の基準を満たし、さらに従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が70/100以上または勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25/100以上の場合	750円/月
看護小規模多機能型居宅介護費サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	従業者の研修および会議等の基準を満たし、さらに従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上の場合	640円/月
看護小規模多機能型居宅介護費サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	従業者の研修および会議等の基準を満たし、さらに従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が40/100以上または常勤職員の占める割合が60/100以上、または勤続年数7年以上の介護福祉士の割合が30/100以上の場合	350円/月
短期利用居宅介護費サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	従業者の研修および会議等の基準を満たし、さらに従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が70/100以上または勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25/100以上の場合	25円/日
短期利用居宅介護費サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	従業者の研修および会議等の基準を満たし、さらに従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が50/100以上の場合	21円/日
短期利用居宅介護費サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	従業者の研修および会議等の基準を満たし、さらに従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が40/100以上または常勤職員の占める割合が60/100以上、または勤続年数7年以上の介護福祉士の割合が30/100以上の場合	12円/日

介護職員等処遇改善加算(I)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施している場合	1月につき + 所定単位× 149/1000
介護職員等処遇改善加算(II)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施している場合	1月につき + 所定単位× 146/1000
介護職員等処遇改善加算(III)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施している場合	1月につき + 所定単位× 134/1000
介護職員等処遇改善加算(IV)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施している場合	1月につき + 所定単位× 106/1000

※別に厚生労働大臣が定める状態②にあるものとは次のとおりです。

- イ. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ. 在宅自己腹膜かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症指導管理を受けている状態
- ハ. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ニ. 真皮を超える褥瘡の状態
- ホ. 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

◆事業開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。

◆月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

ただし、月途中からの登録または登録の終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」・・・利用者が当該事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実施に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者当事業所の利用契約を終了した日

◆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提

供証明書」を交付します。

- ◆利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

(下記(3)①及び②参照)

- ◆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。(契約書第5条参照)

(3) 利用料金が医療保険の給付の対象となるサービス(契約書第5条参照)

医療保険による訪問看護

イ. 基本料金

(被保険者証の種別によって、下記料金の自己負担額が1～3割と異なります)

訪問看護基本療養費(Ⅱ)			週3日目まで	週4日目以降
			保健師・ 看護師等	同一日に2人
同一日に3人以上	2,780円/日	3,280円/日		
	准看護師	同一日に2人	5,050円/日	6,050円/日
		同一日に3人以上	2,530円/日	3,030円/日

訪問看護管理療養費	安全な提供体制が整備されており、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提供するとともに、訪問看護の実施に関して計画的な管理を継続して行った場合	月の初日の訪問 7,400円/日
		2日目以降 2,980円/日

ロ. 医療保険による加算料金

サービス内容等に応じて、加算されます。

(被保険者証の種別によって、下記料金の自己負担額が1～3割と異なります)

難病等複数回訪問加算	特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、必要に応じて1日に2回または3回以上の訪問看護を行った場合	1日2回の訪問 4,500円×訪問日数
		1日3回以上の訪問 8,000円×訪問日数
長時間訪問看護加算	1回の訪問看護の時間が2時間を越えた場合	5,200円/週1回を 限度
夜間早朝訪問看護加算	夜間(午後6時から午後10時又は早朝(午前6時から午前8時)の時間に訪問看護を行った場合	2,100円/日
深夜訪問看護	午後10時から午前6時(深夜)の時間に訪問看護を行った場合	4,200円/日

24時間対応体制加算	電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にある場合	5,400円/月
特別管理加算	特別な管理を必要とする者 （*①別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの）に対して、利用者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	（*①別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの）のイ（重症度の高い状態） 5,000円/月 （*①別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの）のロ～ホ 2,500円/月
訪問看護ターミナルケア療養費	在宅で死亡した利用者に対して、主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を実施し、かつターミナルケアに係る支援体制について利用者およびその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合	20,000円/死亡月に1回

(4) その他自己負担をいただくもの

ア 通いのサービス

(ア) 食費 昼食600円

(イ) 日用品費 200円/日

イ 泊りのサービス

(ア) 食費 朝食500円、昼食600円、夕食600円

(イ) 日用品費 250円/日

(ウ) 居住費 2,000円/日

(5) その他

上記以外の介護保険給付外のサービスを必要とされる場合については、ご説明の上、同意を得てその費用を徴収することになります。

10 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
当日	500円
前日	午前9時～午後6時 無料
	午後6時～ 250円

## 1 1 身体拘束

当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、利用者に対しての身体拘束を行いません。

## 1 2 サービス利用における禁止行為について

### 1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

(職員が回避したため危害を免れたケースを含む)

例：■ コップを投げつける ■ 蹴られる ■ 手を払いのけられる	■ 叩かれる ■ 手を引っかく、つねる ■ 首を絞める	■ 唾をはく ■ 服を引きちぎられる
--	-----------------------------------	-----------------------

### 2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：■ 大声を発する ■ サービスの状況を覗き見する ■ 怒鳴る ■ 気に入った職員以外に批判的な言動をする ■ 威圧的な態度で文句を言い続ける ■ 刃物をちらつかせる ■ 「この程度出来て当然」と理不尽なサービスを要求する ■ 利用者の親族等が「自分の食事も作れ」と強要する	■ 家族等が利用者の発言を鵜呑みにし、理不尽な要求をする ■ 訪問時不在時に書置きを残すと「予定通りサービスがなされていない」と謝罪を要求する ■ 「たくさん保険料を支払っている」とサービスを強要する。又は断ると文句を言う ■ 利用料金の数ヶ月滞納 ■ 特定の職員にいやがらせをする。
---	--

### 3) セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

例：■ 必要もなく手や腕を触る ■ 抱きしめる ■ 女性のヌード写真を見せる ■ 入浴介助中、あからさまに性的な話しをする。	■ 卑猥な言動を繰り返す ■ サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる ■ サービス提供中の職員の服の中に手を入れる。
---	---

### 1.3 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者	西川 悦子		
	ご利用時間	午前9時～午後6時		
	ご利用方法	電話 (0859) 25-1112 面接場所 相談室 苦情箱 (玄関に設置)		
米子市長寿社会課	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後5時15分		
	ご利用方法	電話 (0859) 23-5156		
	場 所	米子市加茂町1丁目1 米子市役所福祉保健部		
鳥取県国民健康保険団体連 合会介護サービス苦情処理 委員会 介護サービス担当	ご利用時間	平日 午前8時30分～午後5時15分		
	ご利用方法	電話 (0857) 20-2100		
	場 所	鳥取市立川町6丁目176		
<p>事業者は、利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告します。</p>				

### 1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」に基づき対応します。			
近隣との協力関係	和田自治会（和田消防団）との非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」にのっとり年2回避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	消火器	本	誘導灯	灯
	自動火災報知機	なし	火災通報装置	なし
	防煙性能のあるカーテン、防災性能のある布団等を使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日：令和5年5月11日 防火管理者：清川 和志			

1 5 当施設ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、損害賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒はできません。
迷惑行為等	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	取り扱いませんので各自保管、管理をお願いします。
現金等の管理	取り扱いませんので、原則、現金・貴重品等は持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
食品の持込	食中毒の恐れがありますので、おやつ等の食べ物や飲み物を持ち込まないでください。

1 6 協力医療機関

病院・医院名	医療法人 真誠会 真誠会セントラルクリニック
院長	春日 正隆
所在地	米子市河崎580番地
電話番号	(0859) 29-0099

1 7 緊急時及び事故発生時の対応方法

<p>(1) 利用者の主治医への連絡を行い、又は協力医療機関と連絡を行う等により、医師の指示に従います。なお、速やかに緊急連絡先に連絡いたします。</p> <p>(2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。</p>			
主 治 医	氏名		
	医療機関名		
	所在地		
	電話番号	( ) -	
緊急連絡先	1	氏名	
		住所	
		電話番号	( ) -
	2	氏名	
		住所	
		電話番号	( ) -

## 1 8 利用料のお支払い方法

利用料金は、次のいずれかの方法によりお支払いをお願いいたします。

(1) 当施設指定口座へお振込みによるお支払い。

### 【指定口座番号】

山陰合同銀行 米子支店 普通口座 3 7 1 2 1 4 1  
複合型サービス真誠会ふる里 理事長 前田 浩寿

(2) 当施設の提携金融機関より自動口座引落としによるお支払い。

### 【提携金融機関】<( )内振替手数料(税別)>

山陰合同銀行(50円)、鳥取銀行(50円)、ゆうちょ銀行(10円)、  
米子信用金庫(50円)、鳥取西部農業協同組合(20円)、  
島根銀行(50円)

(3) 施設窓口での現金によるお支払い

月曜日～土曜日の午前9:00～午後6:00までの間

## 1 9 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

### <運営推進会議>

構成：利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催。

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

## 2 0 サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮ください。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名\_\_\_\_\_氏名\_\_\_\_\_）  
から重要事項の説明を受けたことを確認します。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

利 用 者 住 所

氏 名

印

（署名代理人）

住 所

氏 名

印

私は、下記の理由により利用者に代わり、上記の署名を行いました。

署名を代行した理由

身元引受人 住 所

氏 名

印

（利用者との続柄）

当施設・事業所をご利用の皆様方へ

## 個人情報の取り扱いについて

平成17年4月から施行された「個人情報保護法」に従い、当施設・事業所では個人情報の取り扱いに規定を制定し、また監査体制を強化しております。また、外部委託機関との間におきましても個人情報保護を契約条項で規定しております。

つきましては医療・介護サービスを安全・確実にご提供するために、同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省発行）に従い、当施設・事業所のご利用の皆様方の個人情報の取り扱いについて以下の点をご了承下さいますようお願い致します。

(個々の利用者への医療・介護サービス提供に必要な利用を目的とするもの)

### 医療法人・社会福祉法人真誠会 真誠会 真誠会ネットワークシステム内部での利用

- おひとりおひとりの患者様、ご利用者の方への医療の安全・確実な提供のために利用させていただきます。…医療・介護サービスの提供のために処方箋や指示書・伝票または検体などは個人情報が記載されますが、その取り扱いや破棄に関しては規定を作成した上で、十分に留意いたします。
- 医療・介護保険事務や病棟管理・会計・経理・医療安全対策・サービス向上活動に利用させていただきます。
- 医療・介護・福祉・保健分野で真誠会グループ内でのサービスを円滑にご利用いただけますよう、各施設間で情報を共有いたします。

### 他の事業者や本人以外への情報提供

- 治療やお世話を行う上で他の病院、診療所、施設、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との円滑な連携のために当該患者様・ご利用者様の情報を交換致します。
- 他の医療機関・介護サービス事業所等から当該患者様・ご利用者様への医療・介護サービスの提供のために照会があった場合には回答いたします。
- より適切な診療を行う上で、外部の医師等の意見・助言が必要な場合に情報の収集あるいは提供に利用いたします。
- 検体検査業務の委託などの場合、誤認防止のために情報を利用いたします。
- 医療・介護保険事務のうち、一部保険業務への委託先へ、また審査支払機関へのレセプト提出や同機関からの照会に対する回答に利用します。
- 事業者から委託を受けて健康診断等を行った場合には、業者へのその結果を通知いたします。
- 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出に利用することがあります。

(上記以外の利用目的)

医療法人・社会福祉法人真誠会 真誠会ネットワークシステム内部での利用に係る事例

- 医療・介護・福祉・保健サービスや業務の維持・改善のために基礎資料として利用させていただきます。
- 内部で行われる学生実習への協力は事例検討の際に利用させていただくことがあります。

他の事業者への情報提供を行う事例

- 当施設・事業所の管理営業業務のうち、外部監査機関へ情報を提供する場合があります。

学会発表や学術誌発表などの研究に関して

- 医療・介護・福祉の専門性の進歩のために匿名化したうえで利用させていただくことがあります。この際、事例の内容から十分な匿名化が困難な場合は、その利用については原則としてご本人の同意を得ます。

個人情報の第三者提供に関して

- 個人情報保護法に基づき、法令に基づく場合、生命、身体、財産保護、公衆衛生の向上、児童の健康育成、国等の公共団体からの協力依頼の場合には例外として、ご本人の同意を得ることなく利用する場合があります。

以上につきまして、不明な点や異議がある場合には、遠慮なく下記対応窓口（→各事業所責任者）へお申し付け下さい。なお、本人の個人情報はお申し出により開示させていただきます。記録の開示にかんしては別途開示規定に従わせて頂きます。また、以上の点に同意されなくとも、なんら不利益は生じません。さらに、同意および留保はお申し出により、いつでも変更することが可能です。

対応窓口 : 各事業所責任者・相談員

平成 29 年 7 月

医療法人・社会福祉法人真誠会 理事長

# 重要事項説明書

社会福祉法人 真誠会

看護小規模多機能型居宅介護真誠会 ふる里